

# 令和3年度事業概要 (女性支援のあゆみ)

島根県女性相談センター

# 目 次

I 島根県女性相談センターの概要	1
II 女性支援の流れ	4
III 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」のしくみ	5
IV 業務の概要	6
V 相談の状況	8
1 相談件数の推移	8
2 相談の状況	9
(1) 主訴別相談件数	9
(2) 窓口別相談受付件数	11
(3) 年齢別相談件数	11
(4) 職業別相談件数	11
(5) 経路別受付状況	11
(6) 相談処理状況	12
(7) 市町村別相談状況	12
(8) 法律相談の状況	12
(9) 心理面接の状況	13
3 配偶者暴力に係る相談状況(再掲)	14
(1) 相談件数	14
① 窓口別相談受付件数	14
② 被害者の年齢別相談件数	14
③ 加害者との関係別相談件数	15
(2) 保護命令申立てに関し裁判所から書面提出を求められた件数	15
(3) 保護命令申立てに関し裁判所から更なる説明を求められた件数	15
(4) 配偶者暴力発見者からの通報を受けた件数	15
4 性暴力被害者に対する支援状況	15
VI 一時保護業務の状況	16

1 一時保護件数の推移 .....	16
<b>VII 啓発・連携・研修 .....</b>	<b>17</b>
1 出前講座・各種研修への講師派遣 .....	17
2 広報・啓発活動 .....	18
3 関係機関との連携 .....	18
4 女性相談員等の研修及び会議 .....	18
<b>島根県女性福祉協会 .....</b>	<b>20</b>

# I 島根県女性相談センターの概要

## 1 所在地

島根県女性相談センター

島根県松江市北田町48-1

TEL 0852(25)8161

FAX 0852(25)8163

相談専用ダイヤル 0852(25)8071

「たんぽぽ」相談ダイヤル(性暴力被害者支援センター)

0852(25)3010

島根県女性相談センター西部分室(愛称:「あすてらす女性相談室」)

島根県大田市大田町大田イ236-4

TEL 0854(84)5591

FAX 0854(84)5662

相談専用ダイヤル 0854(84)5661

## 2 沿革

昭和31年 5月 24日 売春防止法成立、婦人相談員設置

### 【婦人相談員(女性相談員)の設置状況】(参考)

年度	S31~	S37~	S40	S41	S42~	S48~	H13~	H15~	H19~	H22~	H25~	H27~
人数	3	4	5	7	6	7	8	9	10	11	12	11

昭和32年 4月 1日 売春防止法施行とともに、松江市内中原町の島根県社会福祉会館内に島根県婦人相談所設置

10月31日 島根県売春防止法対策本部設置

昭和33年 2月11日 松江市北堀町赤山(現:明々庵)に婦人相談所を移転、一時保護所を附設  
県内の特飲店総廃業(従業婦144名)

3月20日 要保護女子の保護更生のため「島根県婦人更生資金貸付要綱」を制定

5月10日 婦人保護施設「新生苑」を併設

昭和39年12月24日 松江市内中原町の松江家政学院跡地に婦人相談所及び婦人保護施設を移転  
昭和48年 「島根県婦人更生資金貸付要綱」を廃止

昭和52年 9月 1日 中国地方で初めての婦人相談ダイヤル開設

昭和62年12月 2日 売春防止法施行30周年並びに島根県婦人相談所開設30周年記念式典を挙

平成 6年 4月 1日 「島根県婦人相談所」を「島根県女性相談センター」に改称

婦人相談員を県福祉事務所駐在から県福祉事務所所属非常勤嘱託とする

平成11年 4月 1日 大田市大田町の島根県立女性総合センター(現:男女共同参画センター)「あすて  
らす」内に新築移転と同時に「婦人相談員」を「女性相談員」に改称  
女性相談センターの移転に伴い、婦人保護施設「新生苑」を廃止

平成13年 4月13日 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)公布

10月13日 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部施行

平成14年 4月 1日 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」全面施行  
島根県女性相談センターに「配偶者暴力相談支援センター」機能を附設  
業務開始

平成15年 4月 1日 島根県女性相談業務実施要領施行

平成16年 6月 2日 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法公布

12月 2日 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法施行  
(第1次改正)

12月 7日 「人身取引対策行動計画」による人身取引被害者の保護等の対応が業務となる

平成17年	4月 1日	女性相談の窓口が県福祉事務所から児童相談所に移管され、5か所の児童相談所の窓口で業務開始
	6月 1日	「島根県ステップハウス提供事業実施要項」を制定
	7月	「島根県 DV 対策基本計画」策定(計画期間:平成17年度から3年間)
平成18年	3月24日	「配偶者暴力被害者緊急避難支援事業実施要綱」を制定
	4月 1日	県東部の相談体制の充実を図るため、松江市に女性相談センターを設置するとともに、西部地域の対応のため大田市のセンターを女性相談センター西部分室(愛称「あすてらす女性相談室」)として存置
	5月 6日	女性相談センターの土曜日、日曜日(祝日、年末年始を除く)の電話相談を開始
	9月22日	女性相談センター(松江)一時保護所運営開始
平成19年	7月11日	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法公布
平成20年	1月11日	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正法施行(第2次改正)
	3月	「島根県 DV 対策基本計画」改定(計画期間:平成20年度から3年間)
	3月21日	「配偶者からの暴力被害者自立支援金貸付規則」を制定
	10月 1日	「女性相談専門的通訳ボランティア事業実施要綱」を制定
平成23年	3月	「島根県 DV 対策基本計画」第2次改定(計画期間:平成23年度から5年間)
	4月 1日	「一時保護所入所者同伴児童等に対する学習支援実施要領」を制定
平成25年	1月16日	「聴覚障がいを有する相談者に対するコミュニケーション支援について」を制定
	7月3日	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正法公布
	10月 3日	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正法施行(婦相の支援)
平成26年	1月 3日	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正法施行(第3次改正)
	4月 1日	「配偶者暴力被害者緊急避難支援事業実施要綱」を改正
平成27年	3月23日	性暴力被害者支援センター「たんぽぽ」開設 性暴力被害者支援に特化した相談専用電話(たんぽぽ相談ダイヤル)を女性相談センター(松江)に設置。
平成28年	2月29日	島根県女性相談センター新築移転
	3月	「島根県 DV 対策基本計画」第3次改定(計画期間:平成28年度から5年間)
令和 3年	3月	「島根県 DV 対策基本計画」第4次改定(計画期間:令和3年度から5年間)
	10月	たんぽぽ相談ダイヤルの相談時間を 24 時間、365 日対応に変更

### 3 職員構成

(R4年度)

事務所	所長	分室長	副所長	相談支援課長	企画員・主任技師	主任心理判定員	非常勤職員						合計
							女性相談員	事務員	調理員	生活援助員	学習支援員	医師	
センター	1		1	1	2	1	4	1	1	4	2	1(1)	19(1)
西部分室		1			2		2		1	4	2	1(1)	13(1)
計	1	1	1	1	4	1	6	1	2	8	4	2(2)	32(2)

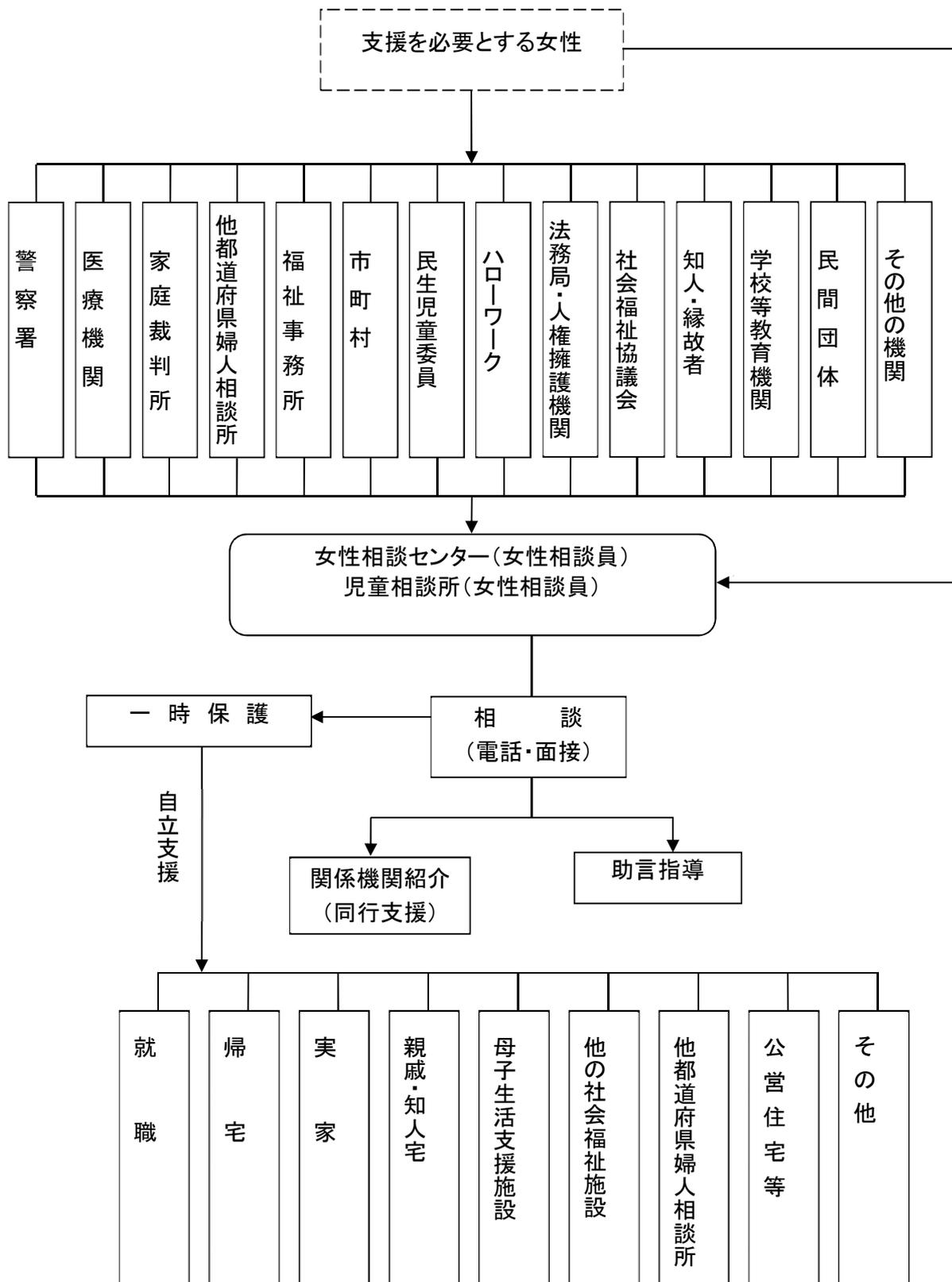
※上記のうち、育児休業取得中職員2名。育休代替職員(主事)2名を配置済み。( )内は兼務で内数

### 4 女性相談員(婦人相談員)

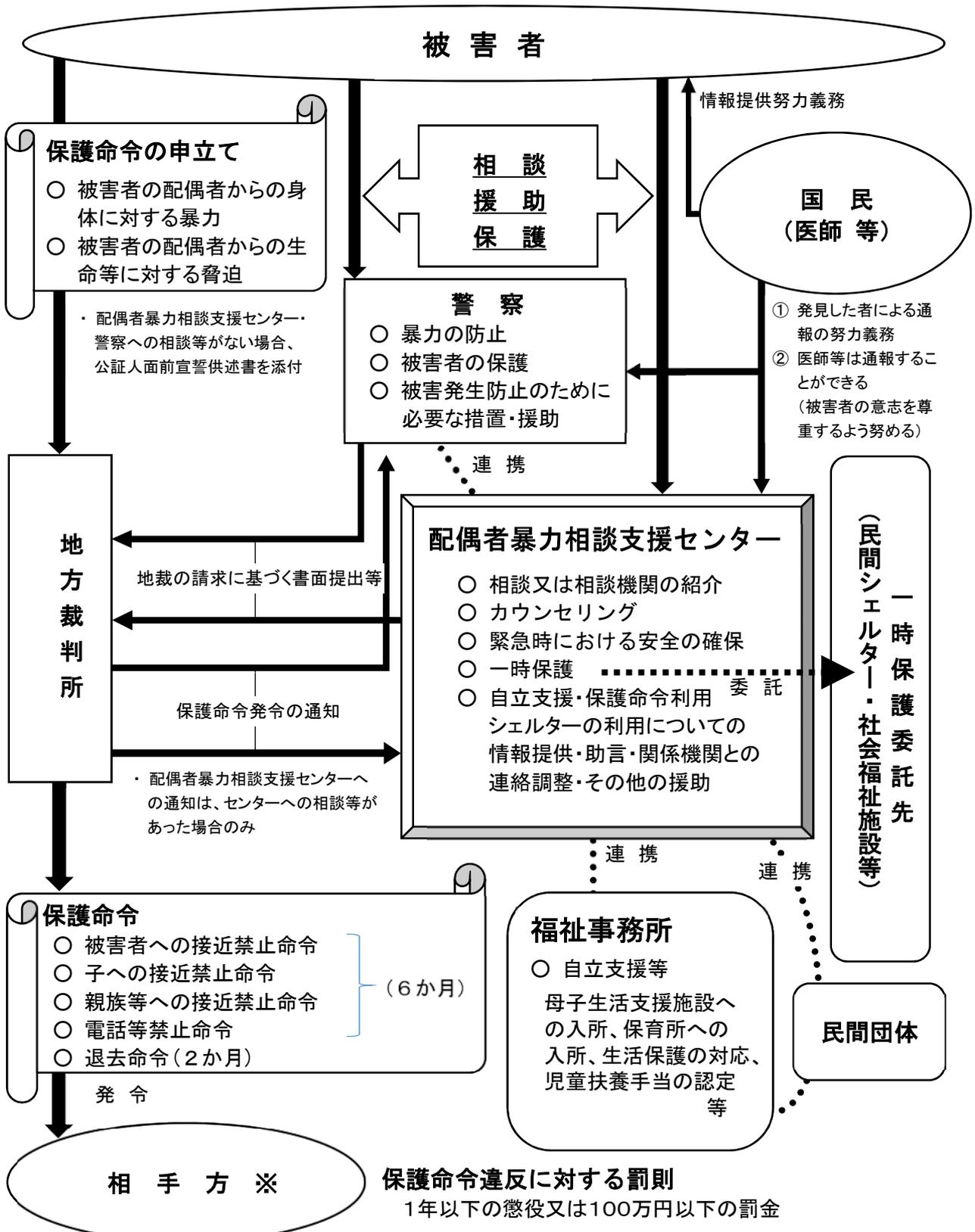
女性相談センター、女性相談センター西部分室のほかに、県内4か所の児童相談所に女性相談員を配置している。

所属・配置人数	所在地・電話	相談日・相談時間
女性相談センター 4名	松江市北田町 48-1 相談ダイヤル:0852-25-8071	電話相談: 月～金 8:30～17:00 土・日 8:30～12:00、 13:00～17:00 面接相談:月～金 8:30～17:00 (いずれも祝日、休日、年末年始を除く)
	性暴力被害者支援センターたんぽぽ 相談ダイヤル:0852-25-3010	電話相談:月～金 8:30～17:15 上記時間外と祝日、休日、 年末年始はコールセンター で対応
女性相談センター 西部分室 2名	大田市大田町大田イ 236-4 県立男女共同参画センター内 相談ダイヤル:0854-84-5661	月～金 8:30～17:00 (祝日、休日、年末年始を除く)
出雲児童相談所 2名(兼務)	出雲市小山町 70 相談ダイヤル:0853-21-8789	
浜田児童相談所 1名(兼務)	浜田市上府町イ 2591 相談ダイヤル:0855-28-3434	
益田児童相談所 1名(兼務)	益田市高津 4-7-47 相談ダイヤル:0856-31-1886	
中央児童相談所 隠岐相談室 1名(兼務)	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 相談ダイヤル:08512-2-9810	

## II 女性支援の流れ



### Ⅲ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」のしくみ



**国や地方公共団体は…**

- 主務大臣(内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣、厚生労働大臣)による基本方針の策定
- 都道府県・市町村による基本計画の策定(市町村については努力義務)

※申立人(被害者)の配偶者・元配偶者(事実婚を含む)及び 生活の本拠を共にする交際相手・元交際相手

## IV 業務の概要

### 1 相談業務

日常生活上の様々な女性の悩みについて広く相談に応じている。

配偶者等からの暴力に関する相談(男性被害者からの相談も含む。)や、性暴力被害に関する相談に対応している。

相談の内容に応じて、電話及び面接により、問題解決のための助言、指導及び必要な情報提供を行う。

また、支援を必要とする女性や配偶者暴力被害者に対しては的確で速やかな支援を行うため、必要に応じて、本人及び本人の家庭状況、福祉諸制度の適用状況を調査するとともに、必要がある場合に心理学的・医学的・職能的判定を行う。

#### (1) 一般相談

女性相談窓口として、専用の相談ダイヤルを設置し、気軽に相談できる手段を確保して、日常生活上の困りごとや、夫婦・家族の問題、そして、暴力被害女性の相談などに幅広く対応している。

適切な解決方法を共に考え、問題に応じて他の専門機関などを紹介している。電話相談では解決しにくい複雑な問題や暴力被害女性の相談については、来所相談を促し対応している。

#### (2) 配偶者等からの暴力に関する相談(DV相談)

暴力の状況について何うとともに、DV サイクルや DV による影響の説明等によって、相談者がより DV についての理解を深め、考えや方針を整理するための援助を行う。また、必要に応じて、法律や医療の専門相談につなげる。

さらに、DV 被害者が各種制度の支援を受けられるよう、DV 相談を受けたことの証明書の発行や、保護命令手続に関する支援を行う。なお、DV 被害者については男性からの相談にも対応している。

#### (3) 性暴力被害に関する相談

「性暴力被害者支援センターたんぽぽ」として性暴力被害者専用の相談ダイヤルを設置している。相談の内容や被害の状況に応じて、緊急の医療受診や警察相談、法律相談、カウンセリングにつなげ、コーディネートや同行支援を行う。

#### (4) 専門相談

##### ① 法律相談

弁護士による無料法律相談を月1回(原則毎月第3金曜日、奇数月は女性相談センター、偶数月は女性相談センター西部分室)開催している。

##### ② 精神科医相談

精神科医師による面接相談を月2回(女性相談センターでは原則毎月第4水曜日、女性相談センター西部分室では毎月第2木曜日)開催している。

### 2 一時保護業務

配偶者等からの暴力、家庭の不和等何らかの事情で安全な場所が必要な女性をホテル事業等も活用し、一時的に保護し、関係機関との連携を図りながら問題解決に向けた助言や支援を行っている。

#### (1) 配偶者暴力被害者緊急避難支援事業

配偶者暴力被害者等及び同伴児(者)の一時保護が何らかの事情で直ちに行えない場合等に、緊急的に避難する場所を民間宿泊施設において確保し、宿泊費等を助成している。

#### (2) 暴力被害者等一時保護委託

暴力被害者等の状況に応じて、適切な社会福祉法人等外部団体に一時保護の委託を行っている。

### 3 自立支援業務

早期に生活基盤を整え、安全に地域生活が送れるように各種支援制度の情報提供や手続支援等を行う。また、支援制度を持つ各機関との連携によりスムーズな支援体制づくりをする。

#### (1) ステップハウスの活用

直ちに住宅を確保することが難しい被害者等に対して、一時的な居所を提供し、早期の自立を促す。

#### (2) 配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付事務

配偶者等からの暴力被害者自立支援金貸付規則(平成19年島根県規則第14号。以下「規則」という。)第1条の規定に基づき、一時保護の方を対象として、県が行う配偶者等からの暴力被害者自立支援金(以下「自立支援金」という。)の貸付事務を行っている。

#### 4 広報・啓発業務

女性保護事業や女性相談センター及び女性相談員の業務について、広く県民に周知し、理解をいただくと共に、困難を抱える多くの女性が相談につながるように、講演会の開催、各行政機関や民間団体が開催する研修会への講師派遣、リーフレットの作成・配布等の事業を行っている。

(1) 「ドメスティック・バイオレンスに関する県民公開講座」の開催

「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、広く県民を対象とした講演会を開催している。

(2) 研修会等への講師派遣

他の行政機関や民間団体が実施するDVや性暴力に関する研修会や講演会等に職員を講師として派遣している。また、教育機関においてデートDVに関する研修を行い、被害の予防に努めている。

(3) 広報啓発用リーフレット等の作成

相談窓口を幅広くPRするため、リーフレット等により広報啓発している。

#### 5 関係機関との連携

(1) 「女性に対する暴力対策関係機関連絡会」の開催

女性に対する暴力の被害者支援について、共通理解と認識を深めるために、県内7圏域ごとに市町村、市町村社会福祉協議会、市町村民生児童委員協議会、福祉事務所、保健所、病院、警察署、法務局、公共職業安定所などで構成される関係機関連絡会を設置し、関係機関相互の連携強化を図っている。

(2) 要保護児童対策地域協議会への参画

要対協への参画を推進し、児童虐待対応機関と連携を図っている。

(3) 市町村関係部署等との連携

市町村担当部署、医療機関や民間団体等関係機関との連携・共同により被害者支援の充実を図っている。

#### 6 女性相談員等向けの研修の実施と参加

(1) 新任研修及び専門研修(主催する研修)

- ① 女性相談員・女性相談担当者新任研修
- ② 女性相談員・女性相談担当者専門研修
- ③ DV被害者支援事例検討会
- ④ 性暴力被害者支援員専門研修(外部委託により実施)

(2) 各種研究協議会等への女性相談員・女性相談担当者の派遣(研究・研鑽のための参加)

- ① 全国婦人相談員・心理判定員研究協議会
- ② 中国・四国地区婦人保護事業研究協議会 など

## V 相談の状況

### 1 相談件数の推移



年度別相談件数

年度	面接	電話等	計	年度	面接	電話等	計
昭和 52	890	515	1,405	12	544	1,383	1,927
53	1,099	562	1,661	13	564	1,491	2,055
54	1,101	567	1,668	14	598	1,244	1,842
55	1,212	831	2,043	15	667	1,462	2,129
56	1,354	952	2,306	16	581	1,486	2,067
57	1,346	1,048	2,394	17	561	1,803	2,364
58	1,256	1,089	2,345	18	1,127	2,462	3,589
59	1,134	1,105	2,239	19	1,045	2,715	3,760
60	1,077	1,160	2,237	20	1,228	2,715	3,943
61	1,082	1,234	2,316	21	1,234	2,295	3,529
62	879	1,243	2,122	22	984	2,618	3,602
63	1,090	1,214	2,304	23	961	3,207	4,168
平成 1	989	1,315	2,304	24	1,073	3,098	4,171
2	878	1,159	2,037	25	954	3,050	4,004
3	916	1,168	2,084	26	930	2,704	3,634
4	920	1,044	1,964	27	732	3,181	3,913
5	658	1,341	1,999	28	654	3,148	3,802
6	585	1,527	2,112	29	700	2,851	3,551
7	478	1,414	1,892	30	650	2,880	3,530
8	609	1,548	2,157	令和 1	633	3,098	3,731
9	515	1,984	2,499	令和 2	490	3,493	3,983
10	716	2,020	2,736	令和 3	586	3,644	4,230
11	487	1,621	2,108				

注) 相談件数は、婦人相談ダイヤルを開設した昭和52年からのデータを掲載している。

## 2 相談の状況

### (1) 主訴別相談件数

年度	区分	人間関係																		
		夫等					子ども			親族			交際相手			その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー被害	家庭不和	その他
		夫等からの暴力	薬物中毒	酒乱	離婚問題	その他	子どもからの暴力	養育困難	その他	親の暴力	その他の親族からの暴力	その他	交際相手からの暴力	同性間の交際相手からの暴力	その他					
R1	件数計 構成比(%)	517 (13.9%)	0 (0.0%)	2 (0.1%)	421 (11.3%)	803 (21.5%)	28 (0.8%)	1 (0.0%)	341 (9.1%)	62 (1.7%)	23 (0.6%)	408 (10.9%)	33 (0.9%)	0 (0.0%)	10 (0.3%)	41 (1.1%)	23 (0.6%)	2 (0.1%)	19 (0.5%)	362 (9.7%)
	面接 件数	216	0	2	169	39	13	0	41	20	8	30	11	0	2	8	3	0	4	22
	電話 件数	301			252	764	15	1	300	42	15	378	22		8	33	20	2	15	340
R2	件数計 構成比(%)	582 (14.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	290 (7.3%)	1014 (25.5%)	13 (0.3%)	0 (0.0%)	329 (8.3%)	34 (0.9%)	12 (0.3%)	429 (10.8%)	14 (0.4%)	1 (0.0%)	32 (0.8%)	37 (0.9%)	30 (0.8%)	10 (0.3%)	36 (0.9%)	500 (12.6%)
	面接 件数	230	0	0	107	34	2	0	12	11	6	21	5	0	3	11	8	1	0	20
	電話 件数	352	0	0	183	980	11	0	317	23	6	408	9	1	29	26	22	9	36	480
R3	件数計 構成比(%)	615 (14.5%)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	364 (8.6%)	875 (20.7%)	7 (0.2%)	0 (0.0%)	309 (7.3%)	45 (1.1%)	25 (0.6%)	373 (8.8%)	24 (0.6%)	1 (0.0%)	27 (0.6%)	75 (1.8%)	39 (0.9%)	1 (0.0%)	27 (0.6%)	585 (13.8%)
	面接 件数	274	0	0	129	20	4	0	32	13	13	17	8	1	0	18	1	0	7	8
	電話 件数	341	0	1	235	855	3	0	277	32	12	356	16	0	27	57	38	1	20	577

○相談件数は面接相談と電話相談を合わせ4,230件、令和2年度の3,983件に比べて247件(6.2%)増加した。

○窓口別の件数では、女性相談センター(松江市)と女性相談センター西部分室(大田市)での相談件数が56.7%、各児童相談所(相談室)での相談が43.3%となった。

○年齢別では、50代の相談が最も多く1,864件(44.0%)、次に30代624件(14.7%)、40代449件(10.6%)となっている。

○相談内容は、日常生活上の困りごとから、いろいろな問題が複雑に絡んだものまで、広範多岐にわたっている。

- ・「主訴(相談内容で最も中心的な訴え)別で最も多いものは、「夫等その他」\*875件(20.6%)でした。次に多いのが、「夫等からの暴力」615件(14.5%)、「離婚問題」364件(8.6%)となっている。

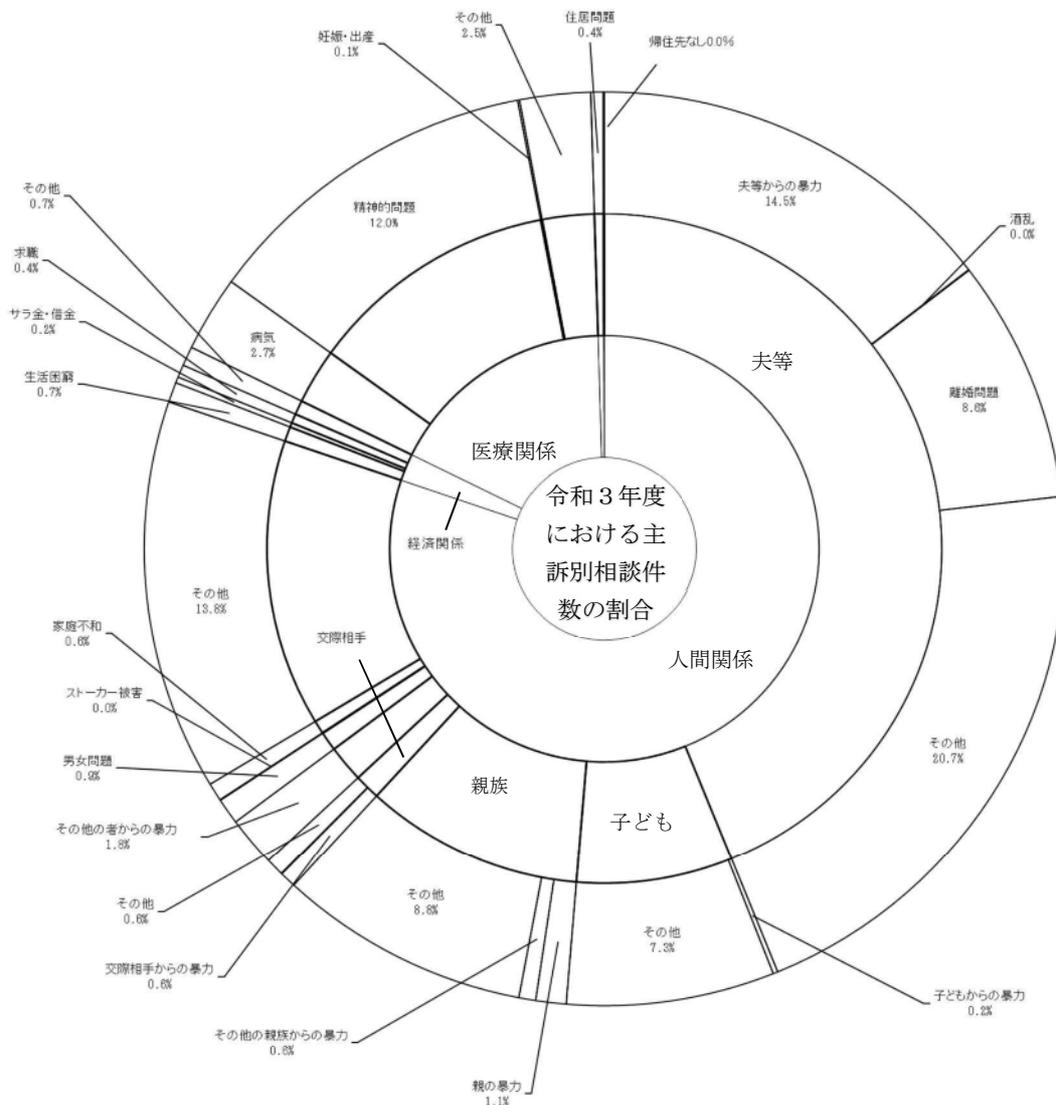
\*「夫等」とは「夫、元夫、内縁の夫」を示している。また「その他」とは、夫のギャンブル・借金・女性問題・病気などの問題を意味している。

- ・夫婦間の問題(「夫等からの暴力」「夫等の酒乱」「離婚問題」「夫等その他」)が1,855件(43.8%)となっている。

○夫等からの暴力に係る相談状況

- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」、平成26年1月3日から改正DV法施行)が施行された平成13年度以降増加し、平成18年度の851件を最高に、近年は500件前後で推移していますが、令和3年度は615件で直近10年間では最も多い相談件数になった。

経済関係				医療関係				住居問題	帰宅先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係者	5条違反	人身取引	合計
生活困窮	サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他								
14 (0.4%)	3 (0.1%)	20 (0.5%)	25 (0.7%)	125 (3.4%)	335 (9.0%)	10 (0.3%)	70 (1.9%)	27 (0.7%)	6 (0.2%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	3,731 (100%)
3	1	1	5	9	11	4	2	6	3						633
11	2	19	20	116	324	6	68	21	3						3,098
12 (0.3%)	2 (0.1%)	29 (0.7%)	19 (0.5%)	88 (2.2%)	357 (9.0%)	3 (0.1%)	83 (2.1%)	27 (0.7%)	0 (0.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	3,983 (100%)
1	0	1	2	2	3	1	2	7	0	0	0	0	0	0	490
11	2	28	17	86	354	2	81	20	0	0	0	0	0	0	3,493
30 (0.7%)	9 (0.2%)	19 (0.4%)	29 (0.7%)	113 (2.7%)	509 (12.0%)	3 (0.1%)	105 (2.5%)	18 (0.4%)	2 (0.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	4,230 (100%)
8	2	3	7	5	8	1	2	3	2	0	0	0	0	0	586
22	7	16	22	108	501	2	103	15	0	0	0	0	0	0	3,644



## (2) 窓口別相談受付件数

区分	女性相談センター	女性相談センター西部分室	出雲児童相談所	浜田児童相談所	益田児童相談所	中央児童相談所 隠岐相談室	計
面接	156	86	71	147	120	6	586
電話等	1,399	759	595	406	339	146	3,644
合計	1,555	845	666	553	459	152	4,230

## (3) 年齢別相談件数

年度	区分	18歳未満	18～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65歳以上	不明	計
R1	件数	21	32	316	475	419	1,764	155	172	377	3,731
	構成比	(0.6%)	(0.9%)	(8.5%)	(12.7%)	(11.2%)	(47.3%)	(4.2%)	(4.6%)	(10.1%)	(100.0%)
R2	件数	19	17	279	620	418	1,895	148	221	366	3,983
	構成比	(0.5%)	(0.4%)	(7.0%)	(15.6%)	(10.5%)	(47.6%)	(3.7%)	(5.5%)	(9.2%)	(100.0%)
R3	件数	9	52	405	624	449	1,864	247	216	364	4,230
	構成比	(0.2%)	(1.2%)	(9.6%)	(14.8%)	(10.6%)	(44.1%)	(5.8%)	(5.1%)	(8.6%)	(100.0%)

## (4) 職業別相談件数

年度	区分	事務従事者	販売従事者	工員	風俗営業	サービス業	その他職業	専業主婦	学生	ホームレス	無職	不明	計
R1	件数	161	83	95	6	189	645	424	32	0	1,801	295	3,731
	構成比	(4.3%)	(2.2%)	(2.5%)	(0.2%)	(5.1%)	(17.3%)	(11.4%)	(0.9%)	(0.0%)	(48.3%)	(7.9%)	(100.0%)
R2	件数	187	118	160	5	211	628	461	33	0	1,901	279	3,983
	構成比	(4.7%)	(3.0%)	(4.0%)	(0.1%)	(5.3%)	(15.8%)	(11.6%)	(0.8%)	(0.0%)	(47.7%)	(7.0%)	(100.0%)
R3	件数	132	337	156	1	176	704	397	63	0	1,983	281	4,230
	構成比	(3.1%)	(8.0%)	(3.7%)	(0.0%)	(4.2%)	(16.6%)	(9.4%)	(1.5%)	(0.0%)	(46.9%)	(6.6%)	(100.0%)

## (5) 経路別受付状況

年度	区分	本人自身	警察関係	法務関係	他婦人相談所	他婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育機関	労働関係	民間シェルター	縁故関係知人	その他	計
R1	件数	3,545	40	2	10	15	15	23	2	10	6	1	0	62	0	3,731
	構成比	(95.0%)	(1.1%)	(0.1%)	(0.3%)	(0.4%)	(0.4%)	(0.6%)	(0.1%)	(0.3%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(1.7%)	(0.0%)	(100.0%)
R2	件数	3,872	23	3	7	13	11	42	2	0	1	0	0	8	1	3,983
	構成比	(97.2%)	(0.6%)	(0.1%)	(0.2%)	(0.3%)	(0.3%)	(1.1%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.2%)	(0.0%)	(100.0%)
R3	件数	4,113	22	4	12	11	9	27	1	5	3	0	0	20	3	4,230
	構成比	(97.2%)	(0.5%)	(0.1%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.2%)	(0.6%)	(0.0%)	(0.1%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.5%)	(0.1%)	(100.0%)

(6) 相談処理状況

年度	区分	婦人保護施設入所	就職・自営	結婚	帰宅	福祉事務所へ移送	・女性相談センター ・女性相談員へ移送	・他都道府県の婦人相談所 ・婦人相談員へ移送	他の福祉施設へ移送	助言指導	その他	計
R1	件数	0	0	0	0	0	4	0	0	3,710	17	3,731
	構成比	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.1%)	(0.0%)	(0.0%)	(99.4%)	(0.5%)	(100.0%)
R2	件数	0	0	0	0	0	9	0	0	3,956	18	3,983
	構成比	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(99.3%)	(0.5%)	(100.0%)
R3	件数	0	0	0	0	0	1	0	1	4,218	10	4,230
	構成比	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(99.7%)	(0.2%)	(100.0%)

(7) 市町村別相談状況

市町村名	面接	電話等	計	市町村名	面接	電話等	計
松江市	109	339	448	美郷町	0	1	1
浜田市	108	1,323	1,431	邑南町	4	5	9
出雲市	98	597	695	津和野町	0	1	1
益田市	88	159	247	吉賀町	15	13	28
大田市	59	214	273	海士町	4	10	14
安来市	7	27	34	西ノ島町	0	3	3
江津市	43	78	121	知夫村	0	0	0
雲南市	5	105	110	隠岐の島町	6	174	180
奥出雲町	1	7	8	県外	28	317	345
飯南町	8	10	18	不明	2	255	257
川本町	1	6	7	合計	586	3,644	4,230

(8) 法律相談の状況

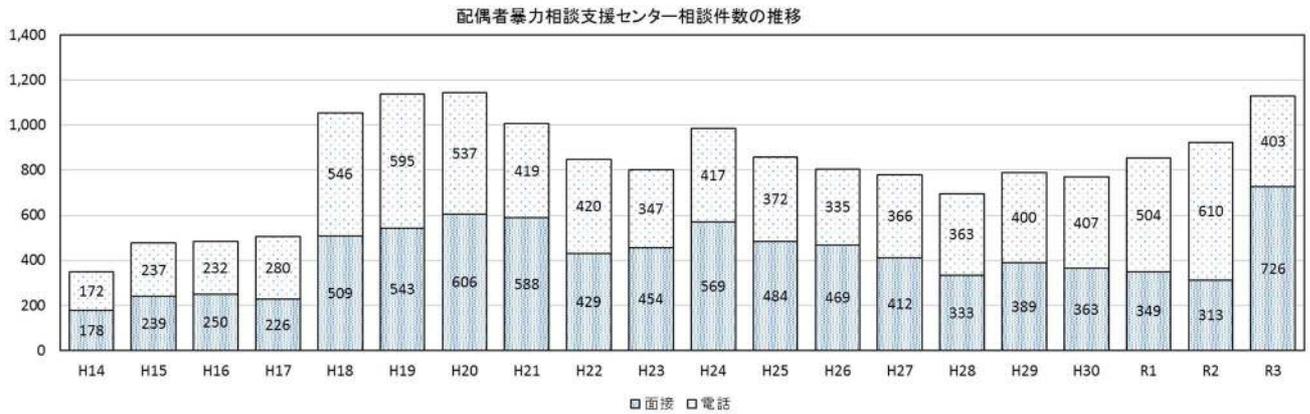
年度	法律相談の主訴							計
	離婚問題	戸籍の問題	夫婦・男女問題	金銭問題	財産問題	相続問題	その他	
R1	12			1			1	14
R2	6						3	9
R3	9				1			10

(9)心理面接の状況

年度	区分	通所面接	一時保護面接 (本人及び同伴児者)	計
R1	延べ件数	12	142	154
	実人員	6	28	34
R2	延べ件数	14	132	146
	実人員	5	29	34
R3	延べ件数	3	55	58
	実人員	3	12	15

### 3 配偶者暴力に係る相談状況(令和3年度、再掲)

○ 以下に掲げる相談状況は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第3条第3項第1号に基づき、各女性相談窓口が配偶者暴力相談支援センターとして実施した配偶者暴力被害者本人からの相談の件数等を示しており、「2 相談の状況」に記載された相談のうち、「夫等からの暴力」を主訴とするものの他、配偶者からの暴力が関係する相談について集計している。DV被害者で保護命令申立てに関し裁判所から当センターに書面提出を求められた件数は16件で、令和2年度に比べ8件増加した。



#### (1) 相談件数

##### ① 窓口別相談受付件数

区分		女性相談センター	女性相談センター西部分室	出雲児童相談所	浜田児童相談所	益田児童相談所	中央児童相談所 隠岐相談室	計
面接	女性	107	50	58	96	83	3	397
	男性	2	0	4	0	0	0	6
	合計	109	50	62	96	83	3	403
電話	女性	202	83	150	161	121	4	721
	男性	4	1	0	0	0	0	5
	合計	206	84	150	161	121	4	726
合計	女性	309	133	208	257	204	7	1,118
	男性	6	1	4	0	0	0	11
	合計	315	134	212	257	204	7	1,129

##### ② 被害者の年齢別相談件数

区分		18歳未満	18歳～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳～64歳	65歳～74歳	75歳以上	不明	計
面接	女性	3	12	96	127	72	39	10	32	5	1	397
	男性	0	0	1	0	5	0	0	0	0	0	6
	合計	3	12	97	127	77	39	10	32	5	1	403
電話	女性	0	22	124	177	143	69	41	98	2	45	721
	男性	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3	5
	合計	0	22	124	177	145	69	41	98	2	48	726
合計	女性	3	34	220	304	215	108	51	130	7	46	1,118
	男性	0	0	1	0	7	0	0	0	0	3	11
	合計	3	34	221	304	222	108	51	130	7	49	1,129

③ 加害者との関係別相談件数

区分		配偶者			離婚済(未婚・死別含む)	生活の本拠を共にする(した)		計
		届出あり	届出なし	届出有無不明		交際相手	元交際相手	
面接	女性	313	6	0	58	12	9	398
	男性	6	0	0	0	0	0	6
	合計	319	6	0	58	12	9	404
電話	女性	618	6	1	77	10	8	720
	男性	5		0	0	0	0	5
	合計	623	6	1	77	10	8	725
合計	女性	931	12	1	135	22	17	1,118
	男性	11	0	0	0	0	0	11
	合計	942	12	1	135	22	17	1,129

(2) 保護命令申立てに関し裁判所から書面提出を求められた件数

件数	内訳	
	女性	男性
16	16	0

(3) 保護命令申立てに関し裁判所から更なる説明を求められた件数

件数	内訳	
	女性	男性
0	0	0

(4) 配偶者暴力発見者からの通報を受けた件数

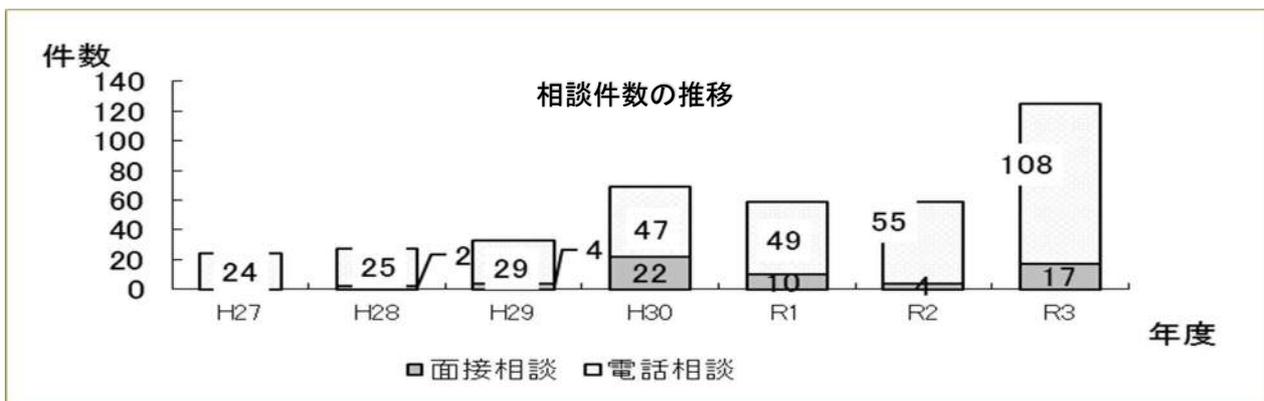
件数
21

4 性暴力被害者に対する支援状況

島根県では、平成 27 年 3 月から性暴力被害者支援事業を実施し、性暴力被害者支援センターたんぽぽ（島根県女性相談センター内）により、島根県女性相談センターが中心となって相談支援業務を行っている。

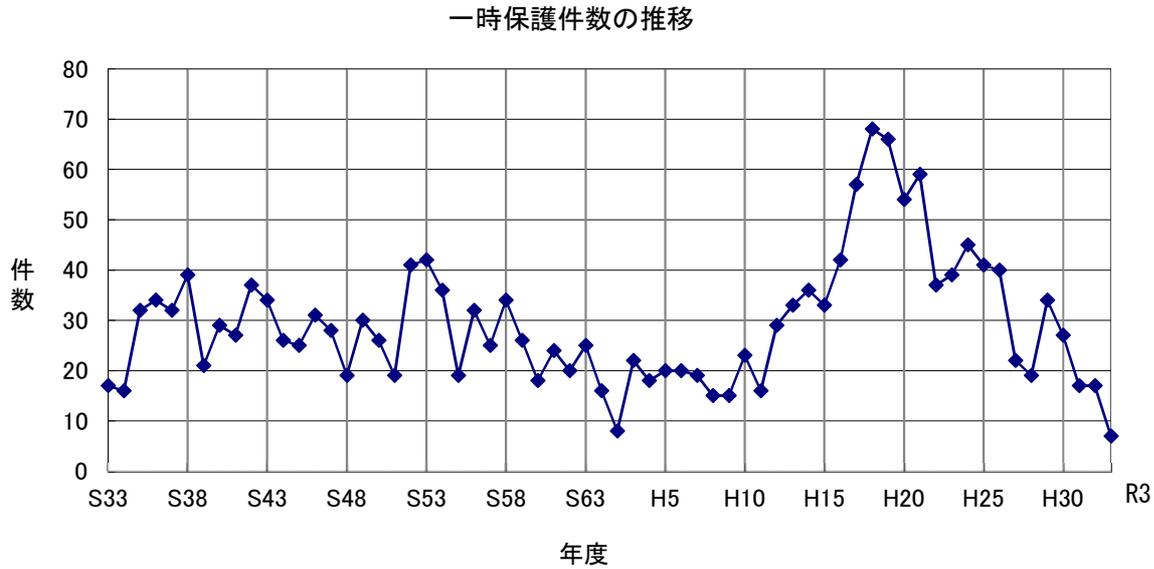
○ 相談の状況

令和 3 年度の面接相談件数は 17 件で、全て性暴力被害の相談だった。電話相談件数は 108 件で、うち性暴力被害の相談は 79 件だった。



## VI 一時保護業務の状況

### 1 一時保護件数の推移



年度別一時保護件数

年度	件数	年度	件数	年度	件数	年度	件数
昭和33	17	昭和49	30	平成 2	8	平成18	68
34	16	50	26	3	22	19	66
35	32	51	19	4	18	20	54
36	34	52	41	5	20	21	59
37	32	53	42	6	20	22	37
38	39	54	36	7	19	23	39
39	21	55	19	8	15	24	45
40	29	56	32	9	15	25	41
41	27	57	25	10	23	26	40
42	37	58	34	11	16	27	23
43	34	59	26	12	29	28	19
44	26	60	18	13	33	29	34
45	25	61	24	14	36	30	27
46	31	62	20	15	33	令和元	17
47	28	63	25	16	42	令和2	17
48	19	平成元	16	17	57	令和3	7

- 夫等からの暴力被害者など7名の方を一時保護し、令和2年度と比べて10名減少した。
- 「夫等からの暴力」による保護人数は5名(71.4%)で、令和2年度比べて7名減少した。
- 一時保護した年齢層は、20代が5名(71.4%)、40代が1名(14.2%)、60代が1名(14.2%)となっている。
- 同伴児(者)は10名で、令和2年度に比べ11名の減となり、全員が「夫等からの暴力」による保護者の同伴児(者)となっている。
- 一時保護の平均日数は23.1日で令和2年度に比べ10.2日減少した。

## VII 啓発・連携・研修

### 1 出前講座・各種研修への講師派遣

#### (1) 被害予防のための出前講座

	開催日	研修内容	企画・主催	開催場所
1	6月30日	デートDV	海士町健康福祉課	海士中学校
2	7月1日	デートDV		隠岐島前高校
3	7月2日	デートDV	県立浜田商業高等学校	浜田商業高校
4	9月15日	デートDV	県立吉賀高等学校	吉賀高校
5	9月17日	デートDV	大田市立大田西中学校	大田西中学校
6	12月22日	デートDV	県立吉賀高等学校	吉賀高校
7	2月7日	デートDV	津和野町立日原中学校	日原中学校
8	2月25日	デートDV	益田市立益田中学校	益田中学校
9	3月7日	デートDV	大田市立志学中学校	志学中学校

#### (2) 研修・支援員養成等のための講師派遣

	開催日	研修内容(研修名)	企画・主催	開催場所
1	4月14日	DV・性暴力被害者支援	雲南市	雲南市本庁舎
2	5月28日	女性相談センターについて、DVの動向や相談先など	大田市青少年育成市民会議	大田市役所
3	6月21日	性暴力、DVを受けた女性の看護	県立大学看護栄養学部看護学科	県大出雲キャンパス
4	7月1日	DVについて、相談状況	美郷町民協	美郷館
5	7月6日	女性相談センターの機能と相談支援について	県警少年女性対策課	警察学校
6	7月16日	性暴力被疑者のためのワンストップ支援センターの役割と警察との連携について	県警刑事部捜査第一課(性暴)	警察学校
7	8月21日	DV被害者及び性暴力被害者への対応について	被害者サポートセンター	いきいきプラザ
8	9月8日	女性相談センターの機能及び関係機関の連携による被害者支援について	県警広報県民課(専科教養)	警察学校
9	11月11日	知っていますか?DV・性暴力～相談対応の留意点～	奥出雲町福祉事務所	横田庁舎
10	11月18日	女性相談(DV)について	中央児童相談所	リモート
11	11月24日	女性相談センターの機能及び被害者支援の現状について	浜田警察署総務課	浜田警察署

## 2 広報・啓発活動

### (1) 「女性に対する暴力をなくす運動」街頭活動

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡散防止のため、実施しなかった。

### (2) 講演会（DVに関する県民公開講座）の開催

- ◆ 日時:令和3年11月18日(木)13:30～15:30
- ◆ 開催場所:(大田会場)県立男女共同参画センター「あすてらす」ホール  
(松江会場)テクノアークしまね大会議室  
講師は大田会場にてリモート登壇(大田会場・松江会場に配信)
- ◆ 演題:「モラルハラスメント～“不機嫌”という名の暴力～」
- ◆ 講師:高山 直子さん(カウンセリング&サポートサービスN カウンセラー)
- ◆ 事業委託先:(公財)しまね女性センター
- ◆ 参加者数:74名(大田会場39名、松江会場35名)

### (3) 広報啓発用リーフレット等の配架

令和3年9月の1か月間、性暴力被害者支援センターたんぼぼのリーフレット「悩んでいるあなたへ」を県内ローソン全店(147か所)に配架した。  
また、令和3年8月末から令和4年3月末まで、「女性のつながりサポート事業」により、相談窓口の周知とあわせて生理用品を提供した。

## 3 関係機関との連携

### (1) 女性に対する暴力対策関係機関連絡会

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡散防止のため、書面にて開催した。

### (2) 要保護児童対策地域協議会への参画

松江市、出雲市、大田市、安来市、浜田市、美郷町の各要保護児童対策地域協議会代表者会議に参画している。

また、安来市、美郷町の各要保護児童対策協議会実務者会議に参画している。

### (3) 市町村との連絡会

浜田圏域、益田圏域において市町女性相談実務者連絡会を開催し、DV被害者の支援について情報提供や意見交換を行った。出雲圏域においては、出雲児童相談所主催の実務者連絡会に参加した。また、大田市、雲南市、奥出雲町、川本町、美郷町、邑南町と個別に連絡会を開催した。

## 4 女性相談員等の研修及び会議

### (1) 女性相談員・女性相談担当者向けの研修の実施

期 日	研 修 名	場所(開催方法)
6～12月(全5回)	女性相談員・女性相談担当者新任研修	出雲合庁
8月23日	DV被害者支援事例検討会(第1回)	あすてらす
8月23日	女性相談員・女性相談担当者専門研修(前期)	あすてらす
9月1日	性暴力被害者支援員専門研修(第1回) *委託	スティックビル+ZOOM
11月5日	性暴力被害者支援員専門研修(第2回) *委託	スティックビル+ZOOM
11月26日	女性相談員研修会(第1回)	あすてらす

2月15日	DV 被害者支援事例検討会(第2回)	女性相談センター会議室+テレビ会議システム
2月16日	女性相談員・女性相談担当者専門研修(後期)	テレビ会議システム
3月11日	女性相談員研修会(第2回目)	テレビ会議システム

(2) 各種研究協議会・会議への参加

期 日	研 修 名	主 催	場 所(開催方法)
10月8日	全国婦人相談所長・主管係長研究協議会	厚生労働省	ZOOM
10月29日	全国婦人相談員・心理判定職員研究協議会	厚生労働省	ZOOM
11月18日	中国・四国地区婦人相談所長連絡会・婦人保護事業研究協議会	香川県(令和3年度担当)	書面会議
11月19日	全国婦人保護施設長等連絡協議会	全国婦人保護施設長等連絡協議会	書面会議 (アンケート)

女性の福祉の向上を図ることを目的に、一時保護所退所者の自立を支援する事業などを行っている。

《 令和3年度事業の実施状況 》

1 理事会の開催

期日 令和3年6月24日(木)10:30~12:00

会場 島根県松江合同庁舎 602会議室

2 広報啓発

(1)「あすてらすフェスティバル」県民自主企画イベントへの出展

\* DV等に関する啓発パネルの展示及びリーフレット等の配架

期間 令和3年6月5日(土)~20日(日)

※フェスティバルは、6月12日(土)・13日(日)に開催

会場 島根県男女共同参画センター「あすてらす」

(2)「大田市人権を考えるつどい」での啓発

\* DV等に関する啓発パネルの展示及びリーフレット等の配架

期日 令和3年6月28日(月)、10月25日(月)

会場 サンレディー大田(ふれあいホール)

(3)令和3年度 DV(ドメスティック・バイオレンス)に関する県民公開講座への参加

\* しまね女性センター、女性相談センター主催の県民公開講座

演題 「モラルハラスメント～ “不機嫌”という名の暴力～」

講師 高山直子氏 (カウンセリング&サポートサービスN カウンセラー)

※講師は大田会場にてリモート登壇 大田会場・松江会場に配信

期日 令和3年11月18日(木)13:30~15:30

会場 大田会場: 県立男女共同参画センター「あすてらす」ホール

松江会場: テクノアークしまね大会議室

各会場でDV等に関する啓発パネルの展示及びリーフレット等の配架

#### (4)啓発パネルの活用

関係団体へパネルを貸し出し、研修会場にて展示

貸出先 雲南市男女共同参画センター

研修名 雲南市 DV 防止セミナー

令和3年9月9日(木)開催

### 3 一時保護所退所時等の自立支援活動

#### (1)自立支援のための貸付金

内容 福祉諸制度の対象外で、真にやむを得ない緊急の自立支援金の貸付を行う。

実績 令和3年度は、希望がなかったため貸付実績はなし。

#### (2)自立支援物品等の給付

内容 一時保護所入所者が自立するために必要な生活用品や行政機関申請費用等を給付する。

実績

内 容	対象件数
自立支援物品の給付	2件
行政機関申請費用等	1件

### 4 寄贈品について

寄贈者 イオンリテール株式会社 イオン菅田店・イオン大田店

内 容 「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」による助成として、ギフトカードを受領。

## \* 島根県女性相談センター案内図 \*



### 島根県女性相談センター

〈配偶者暴力相談支援センター〉  
〈性暴力被害者支援センターたんぼぼ〉

〒690-0883 松江市北田町 48-1  
TEL : 0852-25-8161 FAX : 0852-25-8163  
〈アクセス〉

北田町バス停（一畑・市営）より南東へ約300m、徒歩4分  
南田町バス停（一畑・市営）より北東へ約300m、徒歩4分  
母衣小学校前バス停（市営）より南西へ約420m、徒歩5分  
学園南二丁目バス停（市営）より北西へ約480m、徒歩6分

相談専用電話 **0852-25-8071**

たんぼぼ  
相談専用電話 **0852-25-3010**



### 島根県女性相談センター西部分室

あすてらす女性相談（室）  
〈配偶者暴力相談支援センター〉

〒694-0064 大田市大田町大田イ 236-4  
島根県立男女共同参画センター「あすてらす」4階  
TEL : 0854-84-5591  
FAX : 0854-84-5662

〈アクセス〉 JR 大田市駅西隣すぐ

相談専用電話 **0854-84-5661**



<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

島根県のホームページアドレスです。  
島根県の行政情報、イベント情報を公開しています。  
ぜひご覧ください。

### 令和3年度事業概要

（女性支援のあゆみ）

発行 島根県女性相談センター  
令和4年9月